

ねり丸区消費者だより

ぷりずむ

第263号

練馬区公式アニメキャラクター ねり丸 ©練馬区

消費トラブル処方せん

インターネット通販の注意点……………P2~3

くらしサポート情報

お墓の引越し……………P4~5

お知らせ

一緒に活動しませんか? 会員募集

『練馬区消費生活センター運営連絡会』

消費生活センターで学ぼう

消費者教室のご案内…………… P6

あなたは 大丈夫?

こんな手口でだまされる

SNS やマッチングアプリ、出会い系サイト等で
出会い、恋愛感情を持たせ、それにつけ込んで、
悪質業者と組んで借金をさせてまで高額な商品
を買わせる手口です。



「デート商法」といいます。

対処法 ▶ 相手から商品の購入やサービスの契約を勧められた際は、
すぐに契約したり、お金を借りたりせず、必要がなければき
っぱり断りましょう。

編集・発行 ● 練馬区経済課 (消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

インターネット通販の注意点

監修 一般社団法人 EC ネットワーク 原田 由里

新型コロナウイルス感染症によって巣ごもり消費ニーズが高まり、ネット通販を利用する人が増えました。ネット通販の注意点をしっかり確認して、トラブルを防ぎましょう。



ネット通販では、「お金を払ったけれど商品が届かない」、「注文した商品と全く違う物が届いた」のほかに、「返品を受け付けてくれない」「事業者と連絡がとれない」などといったトラブルも発生しています。

表示内容を見落としたことが原因でトラブルになってしまうことも多いので、まず、次あげる表示項目を、購入前に必ずチェックしましょう。

チェックポイント

👉 URLを見て詐欺サイトかどうかを確認

インターネット上の情報の所在を示す「住所」に当たるものをURLといいます。普段あまり気に留めて見ることはないかもしれませんが、注意が必要です。

日本企業ならば、トップレベルドメインが「co.jp」「.jp」「.com」などの表示になっているのが普通ですが、例えば図のように「.xyz」「.tv」「.onlain」「.top」などの表記が使われた、見慣れないドメインの場合には詐欺サイトの可能性があります。



👉 連絡先をしっかり確認

事業者名、住所、電話番号、責任者の氏名、メールアドレスなどが記載されていることを確認しましょう。

特に、電話番号は重要です。電話番号がないところは、連絡不能になりやすいので注意しましょう。

👉 返品可否や返品できる条件を確認

ネット通販は実物を確認しないで購入するため、イメージと違うものが届くこともあり得ます。しかも、通販に「クーリング・オフ制度」はありません。

返品可否や、返品できる場合はその条件を、よく確認しましょう。なお、返品についての表示がない場合、8日間は、購入者の送料負担で返品ができます。

さらに、届いた商品が注文と違っていたり壊れたりしていた場合には、原則、交換や返品を求めることができます。商品が届いたらすぐに中身を確認しましょう。



👉 支払額の明細を確認

いくら商品が安くても、送料や手数料を含めたら安くはないかもしれません。いろいろな名目で料金が加算されていないか確認してみましょう。

👉 支払方法と商品の引渡し日の確認

支払方法が先払いしかない場合は、お金を払ったのに商品が届かないといったリスクが高まります。前払いだけでなく、複数の支払方法が選択できるようなネットショップを選びましょう。また、商品が必要なタイミングで届くかどうか、引渡し日についても確認しましょう。



コラム こういう場合は詐欺サイトとして疑いましょう

- **不自然な日本語**…文章に通常使用されない旧字体が混ざっていたり、機械翻訳を通したような不自然な日本語表現がある。
- **低価格すぎる**…全ての商品が他のサイトと比較して大幅に安くなっている。
- **振込先口座と事業者の名義が異なる**…銀行振込先の口座の名義がサイト上の事業者名や責任者名と異なっている。

まとめ

コロナ禍で巣ごもり消費として注目を浴びたネット通販。注意点が思ったよりも多かったのではないのでしょうか？ 相手と商品を選ぶ目をシッカリ持つことで、安全にネット通販を利用することができます。これからも便利で楽しいネットライフを送りましょう。

お墓の引越し

故郷のお墓が遠くなり、お墓参りができない、継承者がいない、維持管理が難しいなどの理由でお墓の引越しが増えています。改葬に必要な手続きとトラブルについて考えてみました。



お墓の引っ越し(改葬)

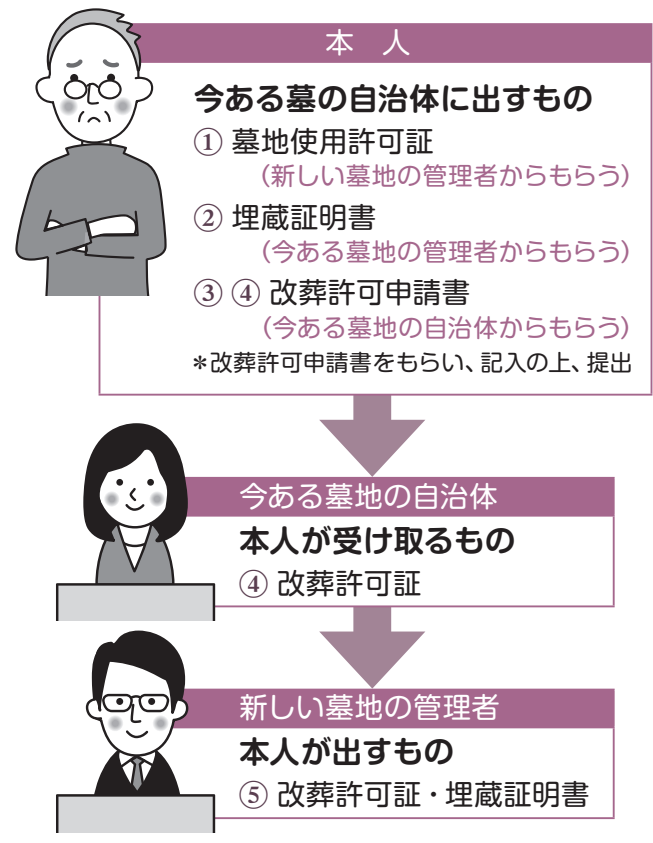
改葬とは、現在の墓から遺骨を取り出し、新しい墓に納骨することです。

これまでの墓所は更地にし、所有者(寺院や墓地の所有者)へ返します。

改葬の流れ

改葬するには、今ある墓地と新しい墓地だけでなく、行政の許可も必要です。

- 1 新しい墓地を探し、墓地の管理者から「墓地使用許可証」または「受入証明書」を受け取る
- 2 今ある墓地の管理者から「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」を受け取り、今ある墓地の自治体へ提出
- 3 今ある墓地の自治体から「改葬許可申請書」を取り寄せる
- 4 記入した「改葬許可申請書」と、新しい墓地の管理者から受け取った「墓地使用許可証」または「受入証明書」を提出し、新しい自治体から「改葬許可証」を受け取る
- 5 新しい墓地の管理者に「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」と「改葬許可証」を提出する
- 6 既存のお墓から遺骨を取り出し、新しい墓に移す



改葬の手続き時に注意しておきたいこと

改葬元への手続き

既存墓地の墓地使用者の名義と、改葬申請者が異なる場合があります。その場合、墓地使用者の承諾書が必要になることがあるので、誰が墓地使用者なのかを確認し、承諾書が必要であればその人と連絡を取るようにしましょう。

■ スムーズに改葬を進めるために

改葬前に

● 親族に理解を得る

代々そこで住んでいる親族から、改葬することで、墓参りがしにくくなる、「先祖代々の墓」を移されては心の拠り所がなくなる、埋葬したお骨を取り出すのは縁起が悪い、等、改葬に異議を唱えられる場合があります。先祖供養のためにも改葬が最良の選択であることを理解してもらえよう、時間に余裕を持って話し合う機会を持ちましょう。

● 寺院への配慮

改装を申し出ると、寺院墓地から「改葬は認めない」と言われたということも聞きます。特に過疎化が進む地域では、檀家の減少はお寺の存続にも関わってきます。

まずは住職はじめお世話になった方々に心からの謝辞を伝え、改葬理由を理解してもらうことです。事務的な手続きはその後にしましょう。

寺院によっては離檀料を請求されることもあります。もし、納得がいかない場合は、弁護士などの第三者を交えて話し合うか、墓地のある自治体、一般社団法人仏教情報センター（03-3811-7470・月～金曜日の午前10時～12時、午後1時～4時）などに相談してみるのもよいでしょう。

トラブルを避ける

● 永代使用料について

寺院や霊園に支払う永代使用料は、「墓の区画を使用できる権利＝永代使用权を取得する」ための料金です。墓地の使用規則などがあれば、「返納はしない」という旨の記述があることがあります。事前に確認しておきましょう。ただ、多くの寺院墓地ではそういった記載がない場合が多くあり、状況によっては返金を命じる判決も出ています。

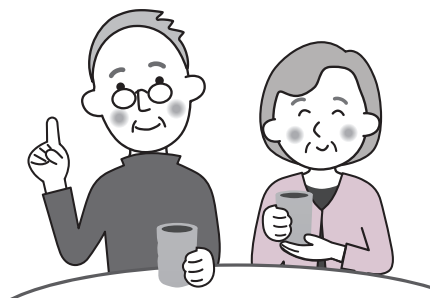
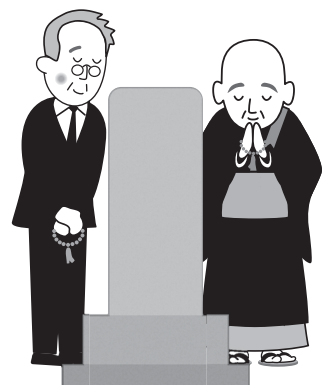
● 石材店と費用

改葬では、既存の墓の「墓石の解体」、「撤去」、「更地にして返却」をしなければなりません。その作業は石材店が行います。寺院墓地の場合、提携先の石材店があるのが一般的です。工事を請け負う石材店の条件として「改葬元が許可をしている石材店のみが工事を行える」というものを挙げていることがあります。改葬について管理者に話す際には、石材店の指定についても確認しておきましょう。

石材店には墓石の撤去費用も含め、事前に見積もりを細かく取りましょう。高額な費用請求があった場合は弁護士などの専門知識のある第三者に委ねましょう。

■ 改葬にかかる期間と費用

改葬にかかる期間は半年から1年程度といわれています。余裕を持って考えましょう。また、かかる費用は一概に言えるものではありません。墓地の大きさ、移送距離、新たに立てる墓石などで変わります。また、申請書や許可証は1体に付き1通必要です。



まとめ

墓は個人のものだけではないはず。改葬を機に継承者の負担も考え、家族や親族で話し合うことが大切です。

一緒に活動しませんか？ **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- テストグループ：身近な家庭用品の特性などについて学習
- 食とくらしグループ：消費者の目線を大事にした料理教室や食と健康の講座を企画
- 展示グループ：生活にかかわるテーマのパネル作成
- 環境グループ：日常生活で考えなければならない環境問題を学習し啓発
- 広報グループ：消費者問題を捉え、消費者だより「ぶりすむ」の企画・編集

上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月～金 午前10時～午後3時)

消費生活センターで学ぼう **消費者教室のご案内**

保育室あり(要予約)

日時	教室名・講師	内容	費用	定員	受付期間
1/29金 午前10時～正午	消費者講座 知らないと危険！ インターネットに 潜む落とし穴 (一社)ECネットワーク 理事 原田 由里氏	新しい生活様式に欠かせないインターネットですが、便利な反面、トラブルの相談も増えています。インターネット通販等の注意点などを学びます。	無料	区内在住・ 在勤・ 在学者 50名 (先着順)	1/28まで (保育室利用 希望の方は 1/18まで)
2/9火 午前10時～正午	消費者講座 新型ウイルスの脅威 ～環境・生態系の破壊 がもたらしたものの 環境ジャーナリスト 井田 徹治氏	世界に混乱を巻き起こしている新型コロナウイルス。その原因を“環境”の視点でとらえてみると、私たちの消費行動とコロナが密接にかかわっていることがわかってきました。環境ジャーナリストの講師にその原因と背景を伺います。	無料	区内在住・ 在勤・ 在学者 50名 (先着順)	2/8まで (保育室利用 希望の方は 1/26まで)

申込

電話またはメールで、①講座・教室名②住所③氏名(読み仮名も記入)④電話番号⑤保育室(1歳以上未就学児対象)をご希望の場合は、「保育希望」と保育を要するお子さんのお名前・年齢を記入の上、それぞれの申込み受付期間内に明記の上お申込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止する場合があります。その際は、お電話でご連絡いたします。

〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 練馬区経済課 消費生活係 ☎03-5910-3089 ✉SYOHI@city.nerima.tokyo.jp

会場 石神井公園区民交流センター(練馬区石神井町2-14-1)


※【ぶりすむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出しています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

パナソニック電動アシスト自転車ご愛用のお客様へ

**リコール対象バッテリーを
探しています**

保管中でも発火する可能性があります



パナソニック サイクルテック株式会社

大変ご迷惑をおかけしております 謹んで深くお詫び申し上げます

[通話料無料] 電動自転車バッテリー市場対策室


0120-870-355

受付時間 9時～17時(土・日・祝日除く)


対象品番 NKY□□□B02					
449	450	451	452	454	486
487	488	490	491	493	494
495	496	497	498	510	511
512	513	514			

対象ロット記号(左から1桁目)

Q	R	S
---	---	---



バッテリー品番とロット記号の確認方法



品番(例) NKY450B02

ロット記号(例) R*****

MADE IN JAPAN